

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
67	ヒヤリング	2020/5/26	66条 (TS-26)	SA設備のサーベイランスについて、実条件確認するための十分な方法であることを説明すること。また、代替の方法とする場合には、検証された方法であることを資料上紐付けて説明すること。 例えば、SA設備がDB設備の代替設備なのであれば、DB設備の実条件確認の方法を示して同等であることを説明する、あるいは異なるようであればそれが十分な方法であることを説明すること。	TS-26回答資料	本コメントを踏まえ、実条件性能を確認するための代替の方法として当社が整理した結果を「実条件性能確認結果」に記載し、これまでのヒヤリングにて各条文ごとに説明してきた。 DB設備の代替設備となるSA設備の実条件性能を説明する際には、可能な限りDB設備で整理していた資料も示して、同等に整理していることを説明してきた。 また、記載を充実させるため、各条文でいただいたコメントについても他条文に反映している。	
68	ヒヤリング	2020/5/26	66条 (TS-26)	「復水移送ポンプ2台運転」と記載しているような箇所について、ポンプが全部で何台あるかわかるように記載すること。	TS-26回答資料 p3/19	66-4-1 低圧代替注水系(常設) 66-5-5 代替循環冷却系 66-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系(常設) 66-7-1 格納容器下部注水系(常設) 66-9-2 使用済燃料プールの除熱 ・「復水移送ポンプ2台運転」と記載しているような箇所について、ポンプが全部で何台あるかわかるように記載した。 6月9日のヒヤリングにて説明済み。	
69	ヒヤリング	2020/5/26	66条 (TS-30)	代替措置にて使用する機器の性能について、「SA設備と同程度以上」、「SA設備以上」と記載されている。使い分けて記載しているのならば、どう使い分けしているか、説明すること。	TS-30(改訂1)	「SA設備と同程度以上」の定義を明確にして、TS-30Iに記載した。	
70	ヒヤリング	2020/5/28	66条 (TS-80)	P7 SA設備の直流電源のLCO適用期間について、代替のDBA設備の適用期間を踏まえて設定していることは理解したが、代替のDBA設備を踏まえて、どのように設定したか明記すること。同様であれば、その旨を明記すること。	TS-80(改訂1)	SA設備の直流電源のLCO適用期間について、代替のDBA設備と同様に設定した旨を明記した。	

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
71	ヒヤリング	2020/5/28	66条 (TS-80)	P293 「保安規定変更に係る基本方針」から個別に適用される原子炉の状態を変更することについて、その妥当性は示されているが、併せてその理由も示すこと。	TS-80(改訂1)	KKの上流規定に則した適切なLCO適用期間を設定でき、適用期間外に点検等の保全活動を行うことで設備の信頼性を維持し原子力安全を担保できる旨明記した。	
72	ヒヤリング	2020/5/28	66条 (TS-25)	P279 右欄の記載の説明の【要求される措置B1.の考え方】において、「原子炉隔離時冷却系と共用する配管又は弁が故障した場合は、高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系がともに動作不能となるため、要求される措置A1.が実施不可となる。」と記載されているが、要求される措置A1.ではなく、要求される措置A2.ではないか。	TS-25回答資料 P1	当該箇所について、「A1」→「A2」に修正した。 (TS25 66-2-1)	
73	ヒヤリング	2020/5/28	66条 (TS-25)	P280 概要図において、図の中の弁がどの弁名称なのか、分かりやすく示すこと。	TS-25回答資料 P2	TS25 66-2-1の図中の弁付近に、該当する弁の付番を記載した。	
74	ヒヤリング	2020/5/28	66条 (TS-25)	P293 高圧代替注水系又は原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動するために必要な資機材について、運転上の制限を満たすために必要な資機材を明確に示すこと。	TS-25回答資料 P3,4 コメント回答資料 P1~7	現場操作により起動するために必要な電動弁の手動操作レバー及びハンドルが運転上の制限を満たすための設備として整理した。必要な資機材は、社内マニュアルにて適正に管理する。	
75	ヒヤリング	2020/5/28	66条 (TS-76)	P6 高圧代替注水系の運転確認を実施した場合のサプレッションプール水位の上昇について、想定している水位上昇の程度を示すこと。	TS-76(改訂1)	TS-76 P6(高圧代替注水系の運用について)に高圧代替注水系の駆動蒸気分の流入量を合わせてサプレッションプール水位の上昇率(100mm/h)を追記した。	

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
76	審査会合	2020/6/2	7項目	7項目に関して、5/28規制委員会資料及び委員からの意見を踏まえて、保安規定の記載を検討し次回以降の審査会合で回答すること。	資料: 7項目の反映に伴う保安規定の変更に ついて	左記資料にて頂いた指摘事項に対し回答する。	
77	審査会合	2020/6/2	17条の2	設置許可、工事計画を踏まえ内部溢水の資機材は無しとしている。実態は、運転員が使用する長靴や照明等があるが、運転員が日常的に使用するものとして管理されている。内部溢水の対応に必要な資機材であるならば、日常的に管理しているものであっても、保安規定に紐付けて管理したほうがよいのではないか。			
78	審査会合	2020/6/2	49条	竜巻等でブローアウトパネルが開放した場合、重大事故等対処設備のブローアウトパネル閉止装置により閉止したとしても保安規定第49条(原子炉建屋)の要求される措置である「原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つための措置を講じる」が満足したことにはならないので、そのことを保安規定または社内マニュアル等の文書に明記すること。	TS-74(改訂1)	「原子炉建屋原子炉棟を負圧に保つための措置を講じる」が満足したことにはならない旨を保安規定に明記した。 6月23日のヒアリングにて説明済み。	
79	審査会合	2020/6/2	17条の3	火山影響等発生時の対応について、非常用ディーゼル発電機の改良型フィルタは想定する降灰継続時間である24時間後においても閉塞しないとのことであるが、自主対策として、改良型フィルタの除灰の手順を準備した方がよいのではないか。			

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
80	審査会合	2020/6/2	17条の3	火山影響等の発生時の対応において、降灰終了の24時間後以降は、改良フィルタが設置されていない非常用ディーゼル発電機(C)の起動により電源供給する可能性があるとのことであるが、降灰中に外部電源喪失により、非常用ディーゼル発電機(C)が自動起動し、運転を始めた場合、火山灰を吸い込んで機能喪失することも想定される。後備設備を守る観点から、非常用ディーゼル発電機(C)のプルロック(停止)等の措置を検討してはどうか。			
81	審査会合	2020/6/2	17条の3	火山影響等の発生時の対応において、格納容器ベント操作のフィルタ装置水位調整準備等で屋外作業を実施する予定で、当該実施者は設備設置箇所まで徒歩にてアクセスするとのことであるが、屋外作業の成立性について、資料にまとめて示すこと。			
82	ヒヤリング	2020/6/4	66条 (TS-25)	TS-25 P354 低圧代替注水系(常設)の復水移送ポンプの所要数は、運転、起動および高温停止では2台、冷温停止および燃料交換では1台としている。 一方、定検停止時の確認では、2台運転の流量、揚程のみを規定している。冷温停止および燃料交換では1台で運転することを踏まえ、定検停止時の確認は、1台運転の流量、揚程の確認が必要ではないか。 また、1ヶ月に1回の復水移送ポンプの動作確認についても、運転、起動および高温停止では2台を、冷温停止および燃料交換では1台を対象に動作確認することを明確にしてはどうか。	TS-25回答資料 P6,34,35,40	低圧代替注水系(常設)の復水移送ポンプの所要数は、運転、起動および高温停止では2台、冷温停止及び燃料交換では1台であるが、1台運転時の流量、揚程が確認できれば、2台運転時の流量は担保出来るため、定検停止時の性能確認は1台運転の流量、揚程の確認することと記載を変更した。 また、1ヶ月に1回の動作確認についても運転、起動、高温停止においては、復水移送ポンプ2台、冷温停止及び燃料交換においては、復水移送ポンプ1台が動作可能であること確認することを追記した。 なお、66-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系、66-7-1 格納容器下部注水系(常設)、66-5-5 代替循環冷却系も同様に1台運転の確認内容に修正した。	
83	ヒヤリング	2020/6/4	66条 (TS-26)	TS-26 参考資料(5月28日ヒヤリング用) 2/5ページ 低圧代替注水系(常設)の「実条件性能確認評価」の欄の「ポンプ起動試験」に係る記載については定事検による性能確認なのか定例試験による動作確認か、明確にすること。(資料全般対象)	TS-26回答資料 p3/19	「実条件性能確認評価」の欄の「ポンプ起動試験」に係る記載については「定期事業者検査等」又は「月例等試験」かを明確に記載した。 本コメントを踏まえ、6月9日以降のヒヤリングでは上記対応を反映したTS-26にて説明している。	

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
84	ヒヤリング	2020/6/4	66条 (TS-25)	TS-25 P399 低圧代替注水系(可搬型)について、遠隔手動弁操作設備を含めLCO対象範囲を明確にすること。	TS-25回答資料 P7,37,41	MUWC 接続口内側隔離弁(A)、(B)については、設置許可技術的能力の審査において、炉心損傷後に放射線量の高い原子炉建屋内の非管理区域又は屋外での手動操作が可能であるとしており、保安規定のLCO対象設備として設定する。また、これがLCO対象設備であることを明確にするため、66-4-2低圧代替注水系(可搬型)、66-6-2代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)、66-7-2格納容器下部注水系(可搬型)に、遠隔手動操作設備が含まれる旨を追記する。	
85	ヒヤリング	2020/6/4	66条 (TS-25)	TS-25 P424 格納容器圧力逃がし装置のスクラバ水pH制御設備の一式の内容を審査説明資料にて明確にすること。	TS-25回答資料 P9,10,12,14,16,18,20,21	説明欄に、「スクラバ水pH制御装置1式とは、スクラバpH制御設備用ポンプ1台、必要なホース及び水酸化ナトリウム(691.3L以上)をいう。」と追記した。(TS-25 66-5-1) TS-25 66-5-1の図についても統一を図るために、スクラバ水pH制御設備の範囲について修正した。	
86	ヒヤリング	2020/6/9	66条 (TS-25)	TS-25 P475、P496、P512 代替品の補充等の具体例を説明資料に追記すること。 ・66-5-2: 耐圧強化ベント系の代替品の補充等(※15) ・66-5-3: 可搬型窒素供給装置の代替品の補充等(※6) ・66-5-4: 代替原子炉補機冷却系の代替品の補充等(※11)	TS-25回答資料 P5,24,31,33,44,49,50,51,52,55,57,58,59,61,62,66,69,70,74,75,77,80,81	説明欄に、代替品の補充等の具体例を追記した。併せて、左記以外の箇所についても、代替品の補充等の具体例を説明欄に追記した。 (TS-25 66-3-3、66-5-2、66-5-3、66-5-4、66-9-1、66-10-1、66-10-2、66-11-2、66-11-3、66-12-2、66-12-3、66-12-7、66-13-3、66-14-1、66-15-1、66-16-1、66-16-2、66-16-3、66-18-1、66-19-1)	

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
87	ヒヤリング	2020/6/9	66条 (TS-26)	TS-25 P426, P475 66-5-1:格納容器圧力装置と66-5-2:耐圧強化ベント系は共通する機器が多く、両者で共通する機器に不具合が発生した場合の運転上の制限の考え方や要求される措置の適用の仕方を整理して欲しい。 (例えば、遠隔空気駆動弁操作ポンベの所要数が4本未満となった場合)	TS-25回答資料 P8,9,22 コメント回答資料 P8~13	<p>66-5-1:格納容器圧力逃がし装置及び66-5-2:耐圧強化ベント系の遠隔空気駆動弁操作ポンベ4本は、一次隔離弁(ドライウエル側)、一次隔離弁(サブプレッション・チェンバ側)、フィルタ装置入口弁、耐圧強化ベント弁に供給するものである。</p> <p>このうち、一次隔離弁(ドライウエル側)及び一次隔離弁(サブプレッション・チェンバ側)はFailure Close(F・C)設計となっており、格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の何れの系統構成にも必要である。</p> <p>他方、フィルタ装置入口弁はFailure Open(F・O)設計、耐圧強化ベント弁はF・C設計となっており、格納容器圧力逃がし装置では、遠隔空気駆動弁操作ポンベの空気が無くても系統構成可能で、耐圧強化ベント系の系統構成のみで必要である。</p> <p>よって、一次隔離弁(ドライウエル側)、一次隔離弁(サブプレッション・チェンバ側)の遠隔空気駆動弁操作ポンベの機能が喪失した場合は、格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系が同時にLCO逸脱となる。</p> <p>また、フィルタ装置入口弁、耐圧強化ベント弁の遠隔空気駆動弁操作ポンベの機能が喪失した場合は、耐圧強化ベント系のLCO逸脱となる。</p> <p>これらを踏まえ、審査説明資料を以下のとおり修正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次隔離弁(ドライウエル側)及び一次隔離弁(サブプレッション・チェンバ側)の2弁にて系統構成が可能であるため、66-5-1ではポンベ所要数を2本とし、記載の説明にもその旨追記した。 ・フィルタ装置入口弁及び耐圧強化ベント弁の操作ポンベについては流路構成に不要なため、所要数に含めないことを記載の説明に追記した。 ・一次隔離弁(ドライウエル側)及び一次隔離弁(サブプレッション・チェンバ側)の操作ポンベについて、耐圧強化ベント系の遠隔空気駆動弁操作ポンベと所要数を兼ねるとの記載に変更した。66-5-2も同様に変更した。 ・66-5-2で、フィルタ装置入口弁及び耐圧強化ベント弁については操作ポンベからの供給がない状態においても格納容器圧力逃がし装置は系統構成が可能であり、動作可能であるとの記載を追記した。 ・66-5-1のポンベの単位が「個」であったため、66-5-2と統一させて「本」とした。 	

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
88	ヒヤリング	2020/6/9	66条 (TS-25)	TS-25 P474 確認事項1. の空気駆動弁について、ポンペではなく計装用空気(IA)を用いて動作確認するのであれば、その旨を説明資料に明記すること。 また、その場合は、ポンペを使わない理由を明確にすること。	TS-25回答資料 P9,23	説明欄に、窒素消費によるSA時使用可能窒素量の減少を考慮し、計装用圧縮空気系等により弁動作確認を行う旨を追記した。(TS25 66-5-2) TS25 66-5-1(FCVS)についても同様の文言を追記した。	
89	ヒヤリング	2020/6/9	66条 (TS-25)	TS-25 P476、477 耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱概要図について、 ・弁の名称を示すこと。 ・図の弁の開閉状態がどのような状況を想定しているものか明確にすること。 ・AO弁付の三方弁の状態を吹き出し等で解説してほしい。	TS-25回答資料 P10～19,25～ 30	・弁名称を示すページを追加した。併せて、当該ページ以外の箇所についても、弁名称を示すページを追加した。(TS25 66-5-1、66-5-2、66-5-3、66-5-4、66-5-5) ・TS25 66-5-2の図において、弁の開閉状態及びAO弁付の三方弁の状態が分かるよう、概要図ごとに想定している状況の説明を追記した。 ・TS25 66-5-1(FCVS)の概要図についても同様に追記した。	
90	ヒヤリング	2020/6/9	66条 (TS-26)	TS-25 P510 審査説明資料に記載の「熱交換器ユニットを接続する原子炉補機冷却系の流路について、原子炉の状態が「運転、起動、高温停止」においてはA系・B系共に必要だが、「冷温停止、燃料交換」においては、A系又はB系どちらかが使用可能であればよい」については、その旨を保安規定に記載してはどうか。	TS-25回答資料 P32	※2の注記、動作可能とは～に、「なお、動作可能であるべき原子炉補機冷却系(接続口を含む)は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止においては、A系及びB系の計2系列、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換においては、A系又はB系どちらか1系列とする。」の記載を追記した。 (TS-25 66-5-4)	

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
91	ヒヤリング	2020/6/9	66条 (TS-25)	TS-25 P564 要求される措置の「※11:消火系による格納容器スプレイ」について、消火系による消火が必要な火災が発生していない場合に使用する旨を明確にしてはどうか。	TS-25回答資料 P36	記載の説明⑨ A2. に「なお、消火系による消火が必要な火災が発生していない場合において、有効な手段である。」旨の文言を追記した。 (TS-25 66-6-1)	
92	ヒヤリング	2020/6/9	66条 (TS-25)	TS-25 P589, 590 代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ(淡水/海水)概要図について、可搬型代替注水ポンプの接続は、2本ある配管のいずれかを使う旨を図中に吹き出し等で明確にしてはどうか。	TS-25回答資料 P38,39	TS25 66-6-2の図に、「2ラインのうち、片側1ラインを使用して、スプレイする。」との文言を追記した。	
93	ヒヤリング	2020/6/9	66条 (TS-25)	TS-25 P632 66-8-1:静的触媒式水素再結合器の所要数54個について、工認等によりその設定根拠を示すこと。	コメント回答資料 P14~17	静的触媒式水素再結合器(PAR)の所要数は54基である。工認の「原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書」において、事故時における水素処理に必要なPARの必要基数を評価しており、必要基数は54基以上であることを示している。	
94	ヒヤリング	2020/6/11	66条 (TS-25)	TS-25 P658~660 系統概要図について、接続口からの流路が2ラインあるが、どちらか一方しか使わないのであれば、その旨を図中に吹き出し等で明記すること。	TS-25回答資料 P45~48	TS25 66-9-1の図に、スプレイについては「2ラインのうち片側1ラインを使用してスプレイする。」、注水については「2ラインのうち、片側1ラインを使用して注水する。」の記載を追記した。	

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
95	ヒヤリング	2020/6/11	66条 (TS-77)	TS-77 P3,6 復水貯蔵槽の水位と必要量の関係について、図2と図3を結びつける等、説明資料を理解しやすいように見直して欲しい。	TS-77(改訂1)	TS-77を修正した。	
96	ヒヤリング	2020/6/11	66条 (TS-77)	TS-77 復水貯蔵槽の水位計の計器誤差を示すこと。	コメント回答資料P18	・水位計の計器誤差コメントNo. 96回答資料に示す。 ・保安規定の規定値は要求値とし、計器誤差は含めない。 ・運用としては計器誤差を考慮した管理目標値を定め管理する。(従前のとおり)	
97	ヒヤリング	2020/6/11	66条 (TS-25)	TS-25 P755 ※4 代替措置に「淡水貯水池からの移送が可能であること」とあるが、具体的にどういった対応なのか明確にすること。	TS-25回答資料P52	代替措置の「淡水貯水池からの移送が可能であること」について、具体的な対応を以下のとおり追記した。 「淡水貯水池からの移送が可能であることは、可搬型代替注水ポンプ(A-2級)又はあらかじめ敷設してあるホースを使用した自重による淡水の移送ができることをいう。」 (TS-25 66-11-3)	
98	ヒヤリング	2020/6/16	66条 (TS-25)	TS-25 P773 代替電源設備系統概要図において、第二ガスタービン発電機の接続箇所を示すこと。	TS-25回答資料P53	第二ガスタービン発電機の接続箇所を含めた、代替電源設備系統概要図を添付資料として追加し、第二ガスタービンから接続箇所までを赤線にて示した。 (TS-25 66-12-1)	
99	ヒヤリング	2020/6/16	66条 (TS-25)	TS-25 P791,798 条文66-12-2(P791)の注釈※2では、「代替原子炉補機冷却系(熱交換器ユニット)」が記載されているが、一方、図57-9-25の単線結線図の電源車の接続先は「代替原子炉補機冷却系」と記載されている。 同じものを指すのであれば、用語を整合させること。	TS-25回答資料P54,56	「代替原子炉補機冷却系」に用語統一した。 また、図57-9-25の単線結線図において、電源車の所要数を明確化した。(TS-25 66-12-2)	

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
100	ヒヤリング	2020/6/16	66条 (TS-26)	TS-26 66-12-1 常設代替交流電源設備の「実条件性能確認適合の考え方」において、実負荷試験(実条件)が出来ない理由を明確にし、その旨を記載すること。	TS-26回答資料 p9/19	常設代替交流電源設備の「実条件性能確認適合の考え方」において、実負荷試験(実条件)が出来ない理由を明確にした。(TS-26 66-12-1)	
101	ヒヤリング	2020/6/16	66条 (TS-26)	TS-26 66-12-1、66-12-3 保全計画に基づき点検を実施するのであれば、その旨を明確にすること。(常設代替交流電源設備、号炉間電力融通電気設備等)	TS-26回答資料 p9/19 p10/19	66-12-3「号炉間電力融通電気設備」 66-12-6「代替所内電気設備」(66-12-3と類似条文) ・保全計画に基づき点検を実施する旨、記載した。	
102	ヒヤリング	2020/6/16	66条 (TS-26)	TS-26 66-12-4 月例等定期試験名称の「定例試験(電力自主)」の「電力自主」という記載が必要か確認すること。	TS-26回答資料 p10/19	66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 ・月例等定期試験名称の「定例試験(電力自主)」を削除した。 保安規定に基づく確認は「巡視点検」であるため、「定例試験(電力自主)」の記載は削除する。	
103	ヒヤリング	2020/6/18	66条 (TS-26)	TS-26 66-3-1 自動減圧系の起動操作スイッチについて、定検停止時に起動操作スイッチに係る論理回路試験を実施するのであれば、その旨を実条件性能確認適合の考え方に記載すること。 また、日常管理の「指示値を確認している」については、どのような計器の指示値を確認しているか追記すること。 なお、指示値で確認できない場合は、その代替方法を記載すること。	TS-26回答資料 p2/19	自動減圧系の起動操作スイッチについて、定事検停止時に起動操作スイッチに係る論理回路試験時の実条件性能確認適合の考え方を記載した。 また、日常管理の「指示値を確認している」については、具体的な計器の指示値を確認していることを追記した。(TS-26 66-3-1)	
104	ヒヤリング	2020/6/18	66条 (TS-26)	TS-26 66-9-3 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置のコンプレッサ及び冷却器は動的機器なので、定期的に動作確認して、機器の状態確認をすべきではないか。	TS-26回答資料 p8/19 TS-25回答資料 P68	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷装置のコンプレッサ及び冷却器について、定期的に動作確認を実施する。その旨をTS-26に反映した。(TS-26 66-9-3) 併せて、66-16-1(緊急時対策所の居住性確保(対策本部))の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置についても、動作確認をすべきと考え同様に修正した。	

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
105	ヒヤリング	2020/6/18	66条 (TS-25)	TS-25 P646 注釈※1の「原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合又は原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合を除く。」については、接続詞は『又は』より『及び』の方が適切ではないか。	TS-25回答資料 P42,43(代表 ページ)	以下、DB条文40条と同様の記載とした。 ただし、原子炉が次の状態となった場合は、適用しない。 (1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合 (2)原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合	
106	ヒヤリング	2020/6/18	66条 (TS-25)	TS-25 P647 要求される措置A1.1で「チャンネル」を使っているがLCOは「個」で表している。単位を合わせた方が適切ではないか。	TS-25回答資料 P42	66-13-1にて原子炉建屋水素濃度を規定しているが、個別で条文設定する必要性から66-8-2で個別にLCOを設定している。66-13-1にて「個」ではなく「チャンネル」で表記していることから、整合をとるため、「個」から「チャンネル」に修正した。 「所要数」⇒「動作可能であるべきチャンネル数」 「8個」⇒「8」	
107	ヒヤリング	2020/6/18	66条 (TS-25)	TS-25 66-12-3 号炉間電力融通ケーブルについて、設置許可では6、7号機で許可を受けていて工事計画では7号機のみを先行して審査を受けていることを踏まえ、保安規定でどのように扱うか、LCOとして期待する設備は何か事業者としての考えを整理すること。	コメント回答資料 P19～24	コメントNo. 107回答資料に示す。	
108	ヒヤリング	2020/6/23	66条 (TS-26)	TS-26 66-14-2 ブローアウトパネル閉止装置について、月例で閉止装置を少し動かして動作確認するのであればその旨を明記すること。 また、定事検でブローアウトパネル閉止装置の手動閉止の動作確認を実施するのであれば、その旨を明記すること。	TS-26回答資料 p16/19	ブローアウトパネル閉止装置の試験モードについての説明を追記した。 また、ブローアウトパネル閉止装置の手動閉止についての記載を追加した。(TS-26 66-14-2)	
109	ヒヤリング	2020/6/23	66条 (TS-25)	TS-25 P989、TS-74 ブローアウトパネルの運転上の制限、サーベランス、AOT記載を整合すること。(運転上の制限が「閉止装置の機能が健全であること」、サーベランスが「使用可能であること」、また要求される措置は「閉止されていることを確認する」、「閉止装置が健全でない」となっており整合が取れていない)	TS-74(改訂2) TS-25回答資料 P64,65	保安規定第49条(原子炉建屋)との整合を図り、「～の機能が健全であること」で統一した。	

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
110	ヒヤリング	2020/6/23	66条 (TS-74)	TS-74 原子炉建屋ブローアウトパネル、燃料取替床ブローアウトパネルが何を指すか審査説明資料(TS-74)で明確にすること。	TS-74(改訂2) TS-25回答資料 P64	原子炉建屋ブローアウトパネルは以下3設備のことを指す旨追記した。 ・燃料取替床ブローアウトパネル ・主蒸気系トンネル室ブローアウトパネル ・燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置	
111	ヒヤリング	2020/6/23	66条 (TS-25)	TS-25 P1005,1024 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ポンペ)、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置(空気ポンペ)の運用を通常時「開」⇒「閉」に運用した影響を、タイムチャート等を修正し、操作の成立性に問題ないことを説明すること。 また、この運用変更に伴う運転操作手順の変更要否を説明すること。	TS-25回答資料 P68,73	操作の成立性確認等の検討に時間を要するため、「令和2年6月22日 TS25差し替え版」における「66-16-1緊急時対策所の居住性確保(対策本部)」及び「66-16-1緊急時対策所の居住性確保(待機場所)」の(2)確認事項の変更を取り下げることとする。 取り下げた内容は、検討完了後に別途ご相談する予定。	
112	ヒヤリング	2020/6/23	66条 (TS-25)	TS-25 P948 注釈※3の「バウンダリが開放されていても、陽圧化が可能」、「ハッチ、扉の一時的な開放」とはどのような状況か、審査説明資料にて補足説明すること。	TS-25回答資料 P60	「バウンダリが開放されていても、陽圧化が可能」、「ハッチ、扉の一時的な開放」とはどのような状況かが分かるよう審査説明資料に補足説明を追記した。	
113	ヒヤリング	2020/6/23	66条 (TS-25)	TS-25 P948 注釈※3に関連して、中央制御室バウンダリのハッチ、扉を審査資料内の図で明確にすること。また、バウンダリ内のハッチについては、開放してもバウンダリ機能に影響がない旨を補足してほしい。	TS-25回答資料 P63	中央制御室バウンダリのハッチ、扉の位置が分かるよう、審査説明資料に追記した。ハッチ開放によるバウンダリ機能への影響については、No. 112にて回答。	
114	ヒヤリング	2020/6/23	66条 (TS-25)	TS-25 P1004 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)について、工認では5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部 高気密室)と用語を使っている。工認の動向も踏まえ、保安規定にも必要に応じて用語の修正を行うこと。	TS-25回答資料 P78	最新の工認を確認した結果、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)はあるが、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)のバウンダリ全体が高気密の仕様となるので5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)と記載を統一した。(TS-25 66-16-1)	

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
115	ヒヤリング	2020/6/23	66条 (TS-25)	TS-25 P948,P1004,P1023 66-14-1の中央制御室の居住性の確保に記載の注釈「※3:ハッチ、扉の一時的な開放についても…」について、66-16-1,2緊急時対策所の居住性にも同様の注釈が必要かどうか、検討すること。	TS-25回答資料 P67,71,72,76	66-16-1,2(緊急時対策所の居住性確保)については、ケーブル引き込み等による緊急時対策所壁への穴あけ工事が考えられることから、注釈に「バウンダリが開放されていても、陽圧化が可能であれば運転上の制限を満足している」とみなす。」旨の記載を追記した。	
116	ヒヤリング	2020/6/23	66条 (TS-25)	TS-25 P1025 要求される措置B2,C2の注釈※5「10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには以降しない」は、保安規定変更に係る基本方針のどの部分を適用したのか、説明すること。	コメントNo. 11 6回答資料 (保安規定変更 に係る基本方針 抜粋)	基本方針の適用箇所は以下のとおりである。(括弧内は基本方針の該当ページ) ・要求される措置B2:緊急時対策所【換気空調設備】(P150) ※【換気空調設備】は【電源設備】のAOTと同様に設定することとしている。 ・要求される措置C2:緊急時対策所【その他の設備】(P150) なおTSC設備のAOTの考え方は以下のとおりである。 ・TSC設備は事故時計装を参考にAOTを定めている。(P149) ・モニタリング設備を除き、AOT超過したらプラント停止を求めるとしている。(P158) ・ただし、事故時計装と同様に、AOT内に代替品の補充で機能の代替が可能な場合は、LCO逸脱からの復帰とはしないが、プラント停止には至らない。(P149-150) ・注釈※5は上記考え方をふまえて反映したものである。(TS-25 66-16-2)	
117	ヒヤリング	2020/6/25	66条 (TS-26)	TS26 66-10-1 泡原液搬送車が使用可能であることの確認の方法について、どのような確認をするのか補足すること。(他の条文についても同様に補足すること。)	TS-26回答資料 p8/19	泡原液搬送車が使用可能であることの確認方法について追記した。(TS-26 66-10-1) また、他の条文についても同様に追記した。	

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
118	ヒヤリング	2020/6/25	66条 (TS-26)	TS26 66-12-7 実条件性能確認との差異の記載に「軽油タンクからタンクローリを用いた燃料補給は原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える」とあるが、消防法が理由であれば、その旨に記載を見直すこと。	TS-26回答資料 p10/19	「軽油タンクからタンクローリを用いた燃料補給は原子炉運転中・停止中ともに実施することは困難と考える」の記載に見直した。(TS-26 66-12-7)	
119	ヒヤリング	2020/6/25	66条 (TS-26)	TS26 66-15-1 小型船舶(モニタリング用)の月例等試験名称が「屋外放射線監視設備定例試験」となっているが、「SA巡視点検」で実施するのであれば記載を見直すこと。	TS-26回答資料 p17/19	小型船舶(モニタリング用)の月例等試験は「SA巡視点検」で実施するため、「屋外放射線監視設備定例試験」の記載を削除した。(TS-26 66-15-1)	
120	ヒヤリング	2020/6/25	66条 (TS-26)	TS26 66-10-1、66-15-1 月例等試験の判断基準の小型船舶の記載について、同じ判断基準であれば、66-10-1、66-15-1の記載を整合させること。	TS-26回答資料 p9, 17/19	66-10-2、66-15-1で使用する小型船舶の月例等試験の判断基準について、整合性を図った。(TS-26 66-10-2、66-15-1)	
121	ヒヤリング	2020/6/25	66条 (TS-25)	TS25 66-17-1(P1060、1061) 緊急時対策所支援システム伝送装置の代替措置として※8に「所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。」について、記録方法、対象人数等について説明すること。	TS-25回答資料 P79	緊急時対策所支援システム伝送装置の伝送停止が発生した場合の措置について、確認対象パラメータの記録及び連絡するための要員は、社内マニュアル等で定める。なお、上記内容をTS-25当該箇所の記載の説明に追記した。(TS-25 66-17-1)	
122	ヒヤリング	2020/6/25	66条 (TS-25)	TS25 66-17-1(P1057) 注釈※2の緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置について、社内、所外の伝送方法が分かりやすいよう記載を見直してはどうか。	TS-25回答資料 P78	注釈※2の緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置について、所内、所外の伝送方法が分かりやすいよう下記文言に見直し、修正した。 「緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送装置については、A系又はB系のいずれかにより所内は有線系又は無線系回線、所外は有線系又は衛星系回線で伝送可能であることをいう。」(TS-25 66-17-1)	